



法定三帳簿

ここ最近、「働き方改革関連法案」の成立に伴い、より労務勤怠管理が重要視されています。労働基準法では、労働者を雇用する企業に対し、整備・管理・保存することが義務付けられている帳簿があります。これらは、社会保険、雇用保険の手続きでも頻りに提示を求められ、「労働者名簿」「賃金台帳」「出勤簿」の三種類の帳簿“法定三帳簿”と呼ばれ、労働者の労務管理のためにも、きちんと整備しておくことが必要です。

労働基準法第107条、第108条に定められた事項を網羅して作成する必要があり、且つ第109条に定められた期間の保管が義務づけられています。(※1)

「労働者名簿」と「賃金台帳」における記入必須事項はそれぞれ労働基準法施行規則第53、54条で規定されており、「出勤簿」というキーワードについては労働基準法上での記載はありませんが、厚生労働省の通達である「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」で明記されています。(※2)

労働者名簿、賃金台帳については、厚生労働

省のホームページ上で様式のダウンロードができます(※3)が、記載事項に漏れがない場合はこれ以外の様式であっても問題ありません。

※1 「労働者を雇用したら帳簿などを整えましょう」

<https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/library/okinawa-roudoukyoku/04rouki/houteichoubou.pdf>

※2 厚生労働省の通達「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukiun/0000149439.pdf>

※3 労働基準法関係主要様式ダウンロードコーナー

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukiun/roudoujouken01/>

雇用保険・社会保険は 履歴の照会が可能

事業主は従業員を雇用した際や解雇、退職した際には、その都度、社会保険、雇用保険の取得喪失の手続きを行う必要がありますが、届出内容に誤りがあったり、手続き自体が漏れてしまったりすることもあるかもしれません。

例えば、保険証については従業員の雇用時に加入手続きを忘れていたとしても、保険証が届かないという問い合わせで手続き漏れを確認できるかもしれませんが、雇用保険については、雇用保険被保険者証がなくとも従業員本人はすぐに困ることはなく、問合せを受けることなく、加入手続き漏れの状態が続いてしまうケースも考えられます。

過去に行ってきた手続きに誤りや漏れがないかを確認したいと思った際には、ハローワー

クに対して雇用保険に加入している従業員リスト(雇用保険被保険者台帳)を申請して確認することができます。また厚生年金については、パソコンやスマートフォンで24時間いつでも最新の年金記録を確認できます。

定期的に履歴を照会していただくと届出漏れや手続き誤りの防止に役立つかと思いますので、是非ご活用下さい。

夏の労災「熱中症」

札幌オフィスのある北海道でも、5月から気温が30℃を超えるなど、今年の夏も全国的に厳しい暑さとなりそうです。

平成30年における職場での熱中症による死亡者数は28人と、平成29年と比べて2倍となり、死傷者数(死亡者数と休業4日以上の上業務上疾病者数を加えた数)は、1,178人と前年の2倍を超えました。

厚生労働省では、5月1日から9月30日までの期間について、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」と題し(※4)、職場における熱中症予防対策の浸透を図る取り組みを平成29年から行っています。

屋外での作業が多い業種はもちろんのこと、屋内での作業でも、熱中症は発症し得ます。職場での熱中症の防止について、また、発症してしまった場合の救急処置について確認しておき、万が一に備えることが重要です。

- 暑さ指数(WBGT)の低減
 - 休憩場所の整備
 - 休憩時間の確保と連続作業の短縮
 - 水分・塩分(ナトリウム)摂取
 - 救急措置の手順作成
 - 緊急時に対応できる病院の事前確認
- 厚生労働省からチェックシートも公開されています(※5)。

夏本番を迎える前に、貴社でも今一度確認されてはいかがでしょうか。

※4『STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン』

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000505935.pdf>

※5 チェックシート『職場の熱中症予防対策は万全ですか?』

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukiun/0000116152_2.pdf

SATO コラム

マイナンバーカードを健康保険証の代わりとして使用するための政府での検討が本格化しています。実現すれば投薬状況や確定申告用の医療費情報を集計できるなど被保険者様のメリットはありますが、肝心のマイナンバーカードはまだ国民の1割ほどしか発行されていませんし、マイナンバーカードに対する安全性の懸念を訴える方も少なからずいらっしゃいます。医療機関ではマイナンバーカードを安全に読み込むための仕組みを準備する必要があり、政府の目指す2021年度からの実施にはまだまだ沢山の課題があるようです。



【発行元】SATO 社会保険労務士法人 札幌オフィス
〒065-8631
北海道札幌市東区北5条東8丁目1番33号
TEL: (011) 351-3010